国際財務報告基準（IFRS）第20号	規制資産及び規制負債（Regulatory Assets and Regulatory Liabilities）	［項を加える。］
［略］		［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

[略]

○農林水産省告示第千四百九十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和九年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣　簗　和生

令和九年産の茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則第百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定めるところにより農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十三条第一項の規定により農林水産大臣が定めた区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲					
一類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県及び静岡県の区域	一四〇円	一三〇円	一一〇円	一〇〇円	八〇円	
	京都府の区域	六八〇円	六一〇円	五四〇円	四八〇円	四一〇円	
二類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県の区域	四〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円	二四〇円	
	静岡県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	
	京都府の区域	八八〇円	七九〇円	七〇〇円	六二〇円	五三〇円	
三類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県及び静岡県の区域	一四〇円	一三〇円	一一〇円	一〇〇円	八〇円	
	京都府の区域	五六〇円	五〇〇円	四五〇円	三九〇円	三四〇円	
四類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	四〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円	二四〇円	
	静岡県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	
	京都府の区域	七一〇円	六四〇円	五七〇円	五〇〇円	四三〇円	
五類及び七類（被覆栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県及び静岡県の区域	六二〇円	五六〇円	五〇〇円	四三〇円	三七〇円	
	京都府の区域	七八〇円	七〇〇円	六二〇円	五五〇円	四七〇円	
六類及び七類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	七七〇円	六九〇円	六二〇円	五四〇円	四六〇円	
	静岡県の区域	八八〇円	七九〇円	七〇〇円	六二〇円	五三〇円	
	京都府の区域	一、〇〇〇円	九〇〇円	八〇〇円	七〇〇円	六〇〇円	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千四百九十二号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格（平成三十一年農林水産省告示第五百九十四号）（ＪＡＳ〇〇一〇）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年十月二十九日から施行する。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣　簗　和生

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成三十一年農林水産省告示第五百九十九号）の一部を次のように改正し、令和八年十月二十九日から施行する。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣　簗　和生

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千四百九十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法（平成三十一年農林水産省告示第六百号）の一部を次のように改正し、令和八年十月二十九日から施行する。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣　簗　和生

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○警察庁告示第六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年九月二十九日

警察庁長官　楠　芳伸

ホテル青森

期間	令和八年十月十日から同月十一日まで	
対象特別要人所在施設の所在地	青森県青森市	堤町一丁目一番二十三号
対象特別要人所在施設の敷地	青森県青森市	堤町一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	青森県青森市	青柳一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、勝田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、茶屋町（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目並びに二丁目及びに三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、堤町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、長島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、橋本一丁目から三丁目まで、本町一丁目及び二丁目、港町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに花園一丁目から五丁目まで、松原一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに安方二丁目（次の図面に示す部分に限る。）